

# なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報  
2012. 11月号

○今月の特集①  
労働時間適正化キャンペーン

○今月の特集②  
健康診断と面接指導

## ごあいさつ

なかお事務所の代表をしております、  
特定社会保険労務士の中尾です。



秋はいろいろなルールの変更があります。  
その中で、建設業においては、下請企業を中心に、  
保険未加入企業が存在することから、11月1日より

- ・建設業の許可申請書の添付書類への保険加入状況の追加
- ・施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加

するルールがスタートします。

今後も建設業だけでなく、すべての会社に対して労働保険・社会保険  
の未加入事業主に厳しい対応をしていく方針です。

○今月の数字  
< 50% OFF >

○ちょっと一服  
さかなコーナー  
槍烏賊  
「日本酒に合います。」

# 今月の特集①：労働時間適正化キャンペーン

## 11月は「労働時間適正化キャンペーン」月間です。

厚生労働省では、過重な労働時間の改善に向けた労使の取り組みを促すために、毎年11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施しています。

このキャンペーンの実施要項を見ると

- ✓ 未だ長時間労働の実態がみられる。
- ✓ また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数が増加に転じている(過重労働)
- ✓ 子育て世代に当たる30代男性で1週間の労働時間が60時間以上の労働者の割合が18.4%と高い水準にあること

などを挙げています。

この問題を適正な状態にしようと考えるキャンペーンの項目などを設定していると考えられます。

### <キャンペーンで重点的に取組を行う事項>

#### (1) 時間外労働協定の適正化などによる時間外・休日労働の削減

- 時間外労働協定(36協定)は、時間外労働の延長の限度等に関する基準に適合したものとすること
- 特別条項付き36協定等により、月45時間を超える時間外労働を行わせることが可能な場合でも、実際の時間外労働については月45時間以下とするよう努めること など

#### (2) 長時間労働者への医師による面接指導など、健康管理に関する措置の徹底

- 産業医の選任や衛生委員会の設置など健康管理に関する体制を整備し、また、健康診断等を確実に実施すること
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施すること など

#### (3) 労働時間の適正な把握の徹底

- 賃金不払残業を起こさないように、労働時間適正把握基準を遵守すること など

### ★キャンペーンの狙い

厚労省のリリースしている資料を読んで行くと、過重労働の防止と抑制のキャンペーンのようですが、添付資料として4つ挙げられているうち、不払い残業が2つ、時間管理が1つ、過重労働は1つとなっていることから、実は事業主の時間管理の徹底と不払い残業(サービス残業)に重きを置いているようです。

確かに労働基準監督署の調査などでは昨今、不払い残業、時間管理や健康診断などの衛生管理に特にうるさい(なんて言うてはいけません)です。

### ★役所をうまく利用する

このようなキャンペーンを打ったり、法改正や通達などがある場合、そのターゲットや目的となっていることが現在問題となっていることが多く、多くの会社でトラブルの原因となっているのだと読めます。また、役所が重点的に指導勧告してくる箇所でもあります。

役所からこのような呼びかけがあったときに、改めて見直すチャンスでもあります。

トラブルのない適正な労務管理のキッカケになればと思います。

労働時間などに関するご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

## 今月の特集②：健康診断と面接指導

労働時間適正化キャンペーンでもあるように、過重労働が問題になっているほか、うつ病などのメンタルヘルスも昨今問題となっています。

長時間労働は従業員のモチベーションの低下、不払い残業問題など様々なトラブルの種となりますので、適切な運営と対応が重要になります。

### ★法の趣旨と条文

事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、～(中略)～快適な職場環境を形成するように努めなければならない。(労働安全衛生法第71条の2)

とされており、**健康診断の義務化**、一定の時間外労働をした者からの申し出があった場合への医師による**面接指導**が義務づけられています。

### ★健康診断

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。(労働安全衛生法第66条)

健康診断は主に、労働者の**雇入れ時**に行う健康診断、**1年以内ごとに行う定期健康診断**があります。対象者は、正社員と正社員の3/4以上働いている従業員です。また、健康診断個人票(健康診断の結果など)は**5年間保存が義務**づけられていること、さらに罰則として義務違反には50万円以下の罰金に処せられます。

### ★面接指導

①時間外・休日労働時間が**1ヶ月当り100時間を超えて**  
②疲労の蓄積が認められる労働者が  
③面接指導の実施を**申し出た場合**、  
医師による面接指導を行わなければなりません。(労働安全衛生法第66条の8)

<実際に対象労働者からの申し出でがあった場合>

時間外・休日労働時間が1ヶ月100時間を超えた従業員から申出⇒  
医師による面接指導等の実施⇒ 医師からの意見徴収⇒  
医師による面接指導の結果の記録を作成(5年間の保存義務)⇒  
事後措置の実施(勤務場所の変更、業務の変更、労働時間の短縮など)

という流れになります。

### ★労災認定の時間数

先にあった『医師による面接指導』は、過重労働の労災認定に深く関係しています。

<過重労働の労災認定基準(目安)>

- ・発症前1か月間におおむね**100時間を超える時間外労働**
- ・発症前2か月間～6か月間にわたって、1か月当たりおおむね**80時間を超える時間外労働**

は労災認定される可能性がかなり高いです。

逆に、『発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱い。』とされています。

このように、月に45時間を超える残業をさせないようにすることが、労災の未然防止とともにトラブル防止になります。

健康診断や面接指導などに関するご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

# 今月の数字 <50%OFF>

この数字は、「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金」の支給額の変更率です。

このところ矢継ぎ早に助成金の要件や支給額の変更、助成金自体の廃止が決まりました。理由として、助成金を創設した本来の目的以外の申請や目的に対する効果が乏しいと判断されたり、法改正により目的を失ったことによります。また、財政が厳しいことも大きな理由でしょう。事業仕分けでは、多くの助成金が見直し・廃止の決定が下されています。下記に変更・廃止される主な助成金を挙げます。

助成金	変更・廃止日	目的
中小企業定年引上げ等奨励金	平成25年3月31日 廃止	定年を法律よりも 延長する場合に支給
受給資格者創業支援助成金	平成25年3月31日 廃止	失業保険を受けている人が 起業する場合に支給
雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金	平成24年10月1日 変更(教育訓練) 現行額の半額へ変更	従業員に教育訓練する 場合の資金補助

「中小企業定年引上げ等奨励金」は、定年に関する法律の改正で希望すれば原則65歳まで働けるようになったこともあり、その役目が薄れたため廃止となったようです。

「受給資格者創業支援助成金」は、もともと創業資金1,200万円を想定していたようで、失業中の人か1,200万円もかけて起業するのか？という「そもそも論」が出たことも理由の一つということです。

「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金」は、教育訓練の実施に当たって、助成金の利用を勧めた教育訓練機関やコンサルタント会社などとトラブルになるケースが多くあったことも理由の一つです。  
“はじめに助成金ありき”の申請をなくす意味もあると思われます。

今後ますます助成金が使いにくくなりますね。何のため、誰のための助成金か分からなくなっている気がします。

## ちょっと一息さかなコーナー

冬と言ったらヤリイカです。  
形が槍のようだからヤリイカと言われています。



ヤリイカは水深100m以下で生息していますが、夜や産卵期には40mくらいまで上がってくることもあります。

また寿命は約1年で、早春から産卵期に入り、各地の沿岸に集まってきます。そして春に産卵を終え一生を終えます。でも1年で40cmくらいまで大きくなるんです。

食べるほうでは、刺身やイカそうめんが美味しいですね。でも、釣り師の特権として、沖漬けや船中干しがあります。

ちょっと残酷なのですが、沖漬けは酒・みりん・醤油を1:1:1で合わせた漬け液をタッパーなどに入れておき、イカを釣ったらすぐに生きたままこの漬け液に放り込みます。するとイカが漬け液を吸って体の内側と外側から味が染み込みます。

船中干しは、釣ったらすぐにイカを開いて船の上で干しちやいます。

どちらも家に帰ったらもう食べごろ。日本酒が合いますね。

## 編集後記

11月になるんですねー。寒いはずですが、今年は急に寒くなったので、衣替えが遅れてしまいました。

それとコタツも引っ張り出したのですが、いちばん喜んだのは犬のよもぎ君のようです。

コタツの中は隠れ家だと思っているのかな？

(平成24年11月号)



なかお事務所  
特定社会保険労務士・行政書士  
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28  
和智ビル603

メール：[info@nakao-jimusho.com](mailto:info@nakao-jimusho.com)  
H P：<http://nakao-jimusho.com>  
T E L：048-476-5753